

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で提出した書面です。

令和6年(ネ)第1861号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 山縣真矢 外7名

被控訴人 国

控訴人藤井美由紀意見陳述要旨

2025(令和7)年5月8日

東京高等裁判所第24民事部イ1係 御中

控訴人 藤井美由紀

私たちは、11年間、人生を共に歩んできました。2021年に提訴してから5年が経ち、その間に、母を亡くし、大切にしていた猫たちも旅立ちました。そして2023年、アメリカ・ニューヨークで、私たちは法的に結婚しました。

母は、私たちの関係を祝福してくれていました。だからこそ、アメリカで法的に結婚した私たちの姿を、母に見せてあげたかった。本当は、日本でも結婚できるようになった姿を見せて、安心させてあげたかった。でも、その願いは、もう叶いません。

ニューヨークで結婚したことは法的に、そして社会的にも、正式な夫婦になれた瞬間でした。私たちにとっては、人生で一番嬉しい報告のひとつでした。

その結婚の報告を、理恵のお姉さんが理恵のお父さんに伝えてくれました。お父さんは当時もうかなり高齢で、頑固なところもあるけれど、根はとても優しい方です。私たちは、「お父さん、どう思うかな」と少し緊張しながら、その反応を待ちました。

けれど、返ってきた言葉はたったひとつでした。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で提出した書面です。

「日本には日本のやり方があるから」

それだけでした。

それまでは、毎週のように理恵に電話をかけてきてくれて、電話の終わりには必ず「みいさんによろしく」と言ってくれていたお父さん。その言葉が、その日から一切、聞こえなくなりました。

まるで私という存在が、お父さんの中からそっと消されてしまったようでした。

私は、それがとても悲しかった。

でも同時に、思いました。突然のことに、きっと驚いたんだと。

娘が同性愛者だと知っただけでも、80歳を超えるお父さんにとっては受け入れるのに時間がかかる。ましてや結婚までしたと聞かされて、どう気持ちを整理していいかわからなかったのかもしれない。

だから、私の方から歩み寄ろうと決めました。

理恵に、「電話の最後に“みいさんがお父さんによろしくって言ってるよ”って伝えて」とお願いしました。はじめは、お父さんはその言葉に反応しませんでした。でも、毎週、毎週、理恵が繰り返していくうちに、お父さんも少しずつ心を開いてくれたようです。

ある日、電話の終わりに、久しぶりにお父さんが言ってくれたんです。

「みいさんによろしく」って。

その一言が、胸にしみました。

私の存在を再び認めてくれた、そう感じました。時間はかかったけれど、血のつながりがなくても、きちんと向き合えば、気持ちは届くんだと、希望がわいた瞬間でした。

けれど、日本では、法の上では結婚していないことになっています。

海外でどんなに結婚式を挙げても、日本では何の効力も持ちません。理恵のお父さんに「日本でも結婚できたよ」と言ってあげられたら、きつともっと素直に、祝福してくれたのではないかと思います。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で提出した書面です。

80歳を超えたお父さんにとって、「日本でも時代が変わったんだな」と感じられるその一言があれば、どれだけの安心と誇りになったでしょうか。

だからこそ、結婚制度に私たちも入れてほしい。

法律の上でも、家族として認めてほしい。

そうすれば、自分たちの人生を「胸を張って語れるもの」として、親にも、社会にも、堂々と見せられるようになるのです。

私たちは、家族として支え合って暮らしています。けれど、法の外に置かれ続けているせいで、日常のあらゆる場面で困難に直面してきました。

たとえば、理恵が乳がんで入院したとき。付き添いは「家族のみ」という病院のルールのもと、私は「いここ」と嘘をつきました。本当はパートナーなのに。病気の不安に加え、「本当の関係」を隠さなければならない苦しさがありました。

保険、遺産、居住権……すべてにおいて、私たちは「家族」として扱われず、不利益を受けています。

そして一番怖いのは、これからのことです。

もし私が倒れても、病院が理恵に連絡してくれないかもしれない。

もし理恵が亡くなれば、私は住む場所を失うかもしれない。

どれだけ愛し合い、どれだけ共に人生を歩んでも、「家族ではない」という一言で、全部が壊れてしまう。それが、今の日本の現実です。

どうか、想像してください。あなたが同じ立場だったら……。

10年、20年寄り添った最愛の人が倒れたとき、自分は「家族ではない」と突き放される。そんな人生を、あなたは受け入れられますか？

私たちは特別な権利がほしいわけではありません。ただ、異性婚と同じ、平等な法的保護を求めています。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で提出した書面です。

私たちの現実、制度が変わらなければ何も変わりません。にもかかわらず、国会は今も、この状況を放置しています。

今、「別の制度を作ればいいのか」という議論もあります。

でもそれは、「分けられた平等」であり、決して本当の平等ではありません。

別々に扱うことは、差別の言い換えにすぎません。

もう50代です。これ以上待ったら、私たちはいなくなってしまうかもしれません。

若い人たちに、私たちと同じ思いをさせたくない。そのためにも、今、変わってほしいのです。

婚姻の平等を認めることで、不幸になる人はいません。

幸せになれる人が、ただ一人でも増えるだけです。

誰かの幸せが、他の誰かの幸せを奪うことはありません。

どうか、私たちの現実に向けてください。

この裁判が、未来を変える一歩になることを。

そしてこの判決が、誰かの人生を肯定し、支える力になることを、心から願っています。

以上